看護小規模多機能型居宅介護　利用契約書

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第１条（契約の目的）

社会福祉法人すみれ会　看護小規模多機能型居宅介護舞子すみれ園（以下「事業者」という）は、要介護の認定を受けた利用者（以下「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、利用者は施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間と更新）

１　本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

２　契約期間満了の７日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

３　本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第３条（サービス計画の作成・変更）

１　事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」及び「看護小規模多機能型居住介護計画」を作成します。

２　事業者は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、看護小規模多機能型居宅介護の目標を設定し、「居宅サービス計画」及び「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づき計画的に行います。

３　事業者は、利用者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、速やかに「居宅サービス計画」及び「看護小規模多機能型居宅介護計画」の変更等の対応を行います。

４　事業者は、「居宅サービス計画」及び「看護小規模多機能型居宅介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及びその家族に対し説明し、書面による同意を得て計画書を交付します。

第４条（サービスの内容及びその提供）

１　利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下「説明書」という）に定めたとおりです。

２　事業者は、前項の「説明書」を、その内容につき、利用者及びその家族に説明し、書面による同意を得たうえで、交付します。

３　事業者は、「看護小規模多機能型居宅介護計画」に基づき、利用者が日常生活を営むうえで必要な援助を行います。

４　事業者は、常に利用者の心身の状況を適切に把握しつつ、必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供します。

５　事業者は、サービスの提供記録をこの契約終了後５年間保管し、利用者の書面による求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

第５条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第６条（居宅サービス事業所との連携）

事業者は、サービス提供に当たり、居宅サービス事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

第７条（秘密保持・個人情報の保護）

１　事業者及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います）を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

２　前項の規定に係らず、事業者は以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

一　介護サービスの提供を受けるに当たって、介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

二　上記（一）の他、介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合

三　現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合

四　介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等

五　事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

六　保険者から調査・照会等のため開示を求められた場合

３　利用者は、本契約締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第８条（賠償責任）

１　事業者は、本契約に基づくサービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

２　事業者は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

（１）利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（２）利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

（３）利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

（４）利用者が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第９条（利用者負担金及びその変更）

１　利用者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用者負担金を支払います。

２　利用者負担金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されます。その際には、事業者は利用者に事前に説明します。

３　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用者負担金を説明し、利用者の同意を得ます。

４　事業者が、前項の利用者負担金の変更（増額又は減額）を行う場合には、利用者に対して変更予定日の１ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第10条（利用者負担金の支払い）

１　サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の1割(又は2割、又は3割)をお支払いいただきます。

２　保険料の滞納などにより、サービス費の1割(又は2割、又は3割)の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

３　事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに利用者に請求し、利用者は、口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込又は現金による支払いで対応する）により支払うものとします。

なお、第12条、第13条、第14条の場合も同様とします。

第11条（利用者負担金の滞納）

１　利用者が正当な理由なく利用者負担金を３ヶ月以上滞納した場合には、事業者は文書により相当期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解除する旨の催告をすることができます。

２　前項の催告をしたときは、事業者は利用者の日常生活を維持する見地から「居宅サービス計画」の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について居宅介護支援事業者と必要な協議を行うようにするものとします。

３　事業者は、前項に定める調整の努力を行い、かつ第１項に定める機関が満了した場合には、文書で通知することによりこの契約を解除することができます。

４　事業者は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条（契約の満了）

次の事項が該当した場合には、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにも係らず、事業者が行ったサービスの対価は利用者がこれを負担します。

（１）利用者の要介護認定区分が、要支援・自立（非該当）と認定されたとき

（２）利用者が死亡したとき

（３）利用者の在住が、２週間以上不明になったとき

（４）第11条、第13条又は第14条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

第13条（利用者の解約権）

１　利用者は事業者に対して、契約満了希望日の７営業日前までに通知することによりこの契約を解約することができます。なお、この場合事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。ただし、利用者の病状の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、直ちにこの契約を解約することができます。

２　次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通達することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

（１）事業者が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

（２）事業者が、利用者やその家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第14条（事業者の解約権）

１　事業者は、利用者、身元引受人、家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。（３）（４）の場合、改善を希望する旨の申し入れを行い、改善の見込みがなく、結果として適切な介護サービスを提供することが困難であると事業者が判断するときは、３０日前に文書で通知することにより、契約を解除することができます。但し、やむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

（１）契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を断続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（２）第11条による場合

（３）利用者、身元引受人、家族等が施設従業員或いは関係者に対してハラスメントや暴力、脅迫、威嚇、その他身体に対する危険を及ぼす行為や侮辱、名誉毀損、差別発言、執拗な要求、その他著しく精神的負担を与える行為、長時間の不当な要求、繰り返しのクレーム、合理的範囲を超える要求の強要、性的言動、わいせつな発言・接触その他のセクシャルハラスメントに該当する行為、常識を逸脱し、施設運営又は他の利用者の生活を妨げる行為を行ったとき

（４）利用者、身元引受人、家族等が施設従業員或いは関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき

（５）身元引受人またはその家族等が、利用者のｻｰﾋﾞｽ利用に関する事業者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない事、事業者の運営を阻害する行為があると事業者が判断したとき

（６）利用者が、連続して３ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

２　本契約を解約したとき、本件契約終了日までに利用者が退去しない場合には、利用者は本契約が修了した日の翌日から居室の明渡日までの施設利用料として、保険適用外（10割負担）の倍額を支払うものとする。

第15条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、事業者はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

第16条（苦情処理）

１　事業者は、利用者又はその家族からの看護小規模多機能型居宅介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

２　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

３　利用者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。

第17条（身元引受人）

１　契約締結に当たり、身元引受人をお願いすることになります。身元引受人には、利用者の利用料の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。しかしながら、利用者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、利用契約締結に当たって、身元引受人の必要はありません。

２　前項の身元引受人の負担は、極度額100万円を限度とします。

３　身元引受人が死亡したり破産宣告を受けたりした場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てていただくために利用者にご協力をお願いする場合があります。

第18条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、利用者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第１条記載の目的のため、当事者が互いに信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

＜事業者＞
事業者所在地　　神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号
事業者名　　社会福祉法人　すみれ会
代表者名　　理事長　　下　田　　修　司　　印

＜事業所＞
事業所所在地　　神戸市垂水区西舞子6丁目1番13号
事　業　所　名　　看護小規模多機能型居宅介護　舞子すみれ園
管　　理　　者　　施設長　　後　藤　　浩　　印

説　明　者　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞
〒
住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜代筆者＞
〒
住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜身元引受人＞
〒
住　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿